

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を
改正する規程をここに告示する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市固定資産評価審査委員会

委員長 本 間 正 俊

川崎市固定資産評価審査委員会告示第 3 号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年川崎市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の表の1の項（3）中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。